

要望事項	17 水道局（総務局・福祉保健局）
	（1）改正水道法に基づく「水道基盤強化計画」の早期策定及び都営水道一元化除外町村における一元化の実施等

（要 旨）

改正水道法に基づく「水道基盤強化計画」の早期策定及び都営水道一元化計画から除外されている檜原村、島しょ町村の都営水道一元化を実現されたい。

（説 明）

都営水道一元化計画から除外された檜原村及び島しょ町村は、事業規模が小さく地理的・地形的特性から水道事業の効率的な経営には限界がある。

しかし、近年の起債償還費の増大や維持管理の高騰などにより地域の料金格差が拡大しており、水道事業の経営が極度に圧迫されてきている。

都営水道一元化市町ではすでに高水準での安定・安全な水の供給は確保され、おいしい水の供給へと高度化しており、同じ都民でありながら安定供給や安全な水の供給さえ受けられない格差がある。

平成30年の水道法の改正により、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、広域連携の推進として、都道府県は関係市町村及び水道事業者等の同意を得て水道基盤強化計画を定めることや関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとなっている。高水準で安全な水の供給及び料金格差等を是正し、都内全市町村が同様のサービスを受けられるよう、都営水道一元化を実現されたい。

また、利島村は簡易水道会計を設置し、維持管理を行っているが、都水道局が供給する本土と比較し、給水単価・供給単価ともに高額となっている。地方公営企業法では、人口3万人未満の会計においても、令和5年度までに地方公営企業法の適用を行うとされており、現在、適用に向けた台帳整備等を進めているところであるが、公営事業会計・事業の維持には多くのマンパワー、財源が必要であることから、島しょ町村についても、都営水道の提供エリアとされたい。

要望事項	17 水道局（建設局）
	（2）災害時の孤立を防止するための道路建設

（要 旨）

地震・台風・豪雨等の災害時の孤立防止のための道路を早急に整備されたい。特に、次の道路について建設促進されるよう積極的に措置されたい。

- ① 秋川南岸道路の建設促進
- ② 多摩川南岸道路の建設促進
- ③ 檜原村・奥多摩町の中心部を結ぶ連絡道路の建設促進
- ④ 都道204号線（日原鍾乳洞線）の新規バイパス道路の建設促進並びに断水時のバックアップ体制の構築

（説 明）

① 秋川南岸道路については、従来の秋川南岸道路計画と秋川北岸道路計画の線形の見直し、新しい秋川南岸道路計画路線として災害防除を含めた計画案が示された。このため、山間地域における災害時の孤立を防止するために、秋川南岸道路の第一、第二工区が早期建設されるよう措置を講じられたい。

② 奥多摩町では、日常生活道路として国道411号1本に依存している状況である。この国道の道路構造は古く、石積みなど崩壊する危険を含み、落石等が依然と続いており、地震や災害に弱く常に孤立と隣合せでいる。

多摩川南岸道路建設は、登計工区、海沢工区、城山工区が完成したため、未完成の丹三郎工区の早期建設により全線供用開始となる。山岳地域における孤立を防止するためにも、丹三郎工区が早期建設されるよう措置を講じられたい。

③ 現在都道206号線が奥多摩町と檜原村を結ぶ車両の通行のできる唯一の都道であるが、山岳道路であるため災害時や強雨時等には道路の通行がままならず、檜原村北部の都道205号線は行き止まりである。

災害時における奥多摩町内及び檜原村内の孤立を防ぐためには、檜原村を南北に縦断する道路計画とその延長で鋸山を横断する道路を整備することで、主要地方道33号線から国道411号線を結ぶ必要がある。両地域の産業経済の発展にも寄与するため早期建設されるよう措置を講じられたい。

④ 日原街道は、奥多摩町氷川地内を起点とし、日原の地域住民が利用する唯一の一般道であるが、これまでも災害により、車両通行止めとなり、その都度、住民が孤立する

状況が発生している。特に昨今、多発する異常気象により、孤立の頻度は高くなっており、直近では令和元年台風19号において道路崩落が発生し、仮復旧までに約半年を要したが、本復旧には、崩落発生から約1年半もの期間を要する見通しである。

また、同都道に埋設されていた水道管も、道路崩落とともに損壊し、町内の大半となる約2600世帯で、10日余りにわたって長期間の広域断水が発生し、住民生活及び経済活動に多大な影響を及ぼしたことから、新規バイパス道路が早期建設されるよう措置を講じるとともに、断水時のバックアップ体制の構築を図られたい。